



彩の国
埼玉県

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金

(4、5、6月分)



埼玉県のマスコット
「コバトン」

申請要領

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

2021年8月19日(木)～11月15日(月)

※7月分については、9月上中旬に申請受付を開始する予定です。

【申請・相談窓口】

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局

電話 048-658-7701

(午前9時～午後6時(土日祝日を含む))

I 事業の概要

1 目的

2021年4月、5月及び6月に実施されたまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛等を伴う飲食店等の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等に対して、埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(以下「酒類協力支援金」という。)を給付することにより、経営上の影響を受けている県内の事業者を支援することを目的としています。

2 対象者

2021年4月、5月又は6月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で30%以上減少している事業者(50%以上減少している月に関しては、国月次支援金*を受給していること)。

※ 酒類協力支援金は店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。

* 国月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店等の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に、経済産業省が給付する支援金。

3 給付額

(1) 給付金額

対象月*1の売上減少額から国月次支援金を控除した額(算定は単月ごと)

(2) 給付上限額

事業者の事業形態及び売上減少率に応じて以下の金額を上限に給付します。

※特に大きな影響を受けている売上減少率70%以上の事業者の方は、【特別枠】として上限額を増額します。

売上減少率	中小法人等	個人事業者
30%以上 50%未満	30万円/月	15万円/月
50%以上 70%未満	10万円/月	5万円/月
70%以上	40万円/月 (10万円+【特別枠】30万円)	20万円/月 (5万円+【特別枠】15万円)

(埼玉県酒類販売事業者等協力支援金)

*** 1 対象月**

2021年4月から6月のうち、酒類の提供停止等を伴う時短営業要請等に応じた飲食店等との直接・間接の取引による影響を受けて、基準月*2と比較し、売上が30%以上減少した月

*** 2 基準月**

2019年又は2020年における対象月と同じ月

(3) 給付回数

1事業者につき1回限り(4、5月及び6月分をまとめて申請・給付)

(4) 給付額の計算方法

【中小法人等の場合】

- ① 2021年4月、5月及び6月の各月の売上(B)を2019年又は2020年の同月の売上(A)を基準として、売上減少額(C)と売上減少率(D)を求める(売上減少率は1%未満切り捨て)。
- ② 売上減少額(C)から国月次支援金の給付額(E)を控除した計算額(F)を求める。
- ③ 計算額(F)を、上記3(2)記載の「給付上限額」と比較して、少ないほうの額を県給付額とする(ただし千円未満切り捨て)。

(2020年及び2021年の売上が以下の場合の計算例(単位:万円))

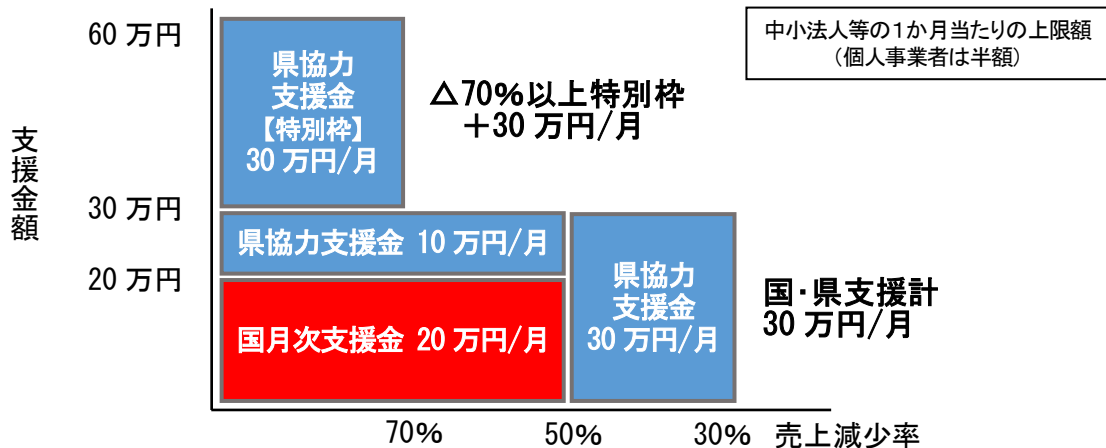
2020年	4月	5月	6月	2021年	4月	5月	6月
	45	75	100		20	40	30

項目	4月	5月	6月
A:2019年又は2020年の売上	45	75	100
B:2021年の売上	20	40	30
C:売上減少額 (=A-B)	25	35	70
D:売上減少率 (=C/A×100)	55%	46%	70%
E:国月次支援金の給付額	20	0	20
F:計算額 (=C-E)	5	35	50
給付上限額	10	30	40
県給付額	5	30	40

【個人事業者の場合】

- ① 中小法人等の場合と同様の手順で計算額(F)を求める。
- ② 計算額(F)を、上記3(2)記載の「給付上限額」と比較して、少ないほうの額を県給付額とする(ただし千円未満切り捨て)。

【給付上限額】



II 給付要件

酒類協力支援金の給付要件は、次の要件を全て満たす必要があります。

※2019年以降に新規に創業した場合や事業を承継した場合等、申請に関する特例もあります。
(詳細は事務局までお問い合わせください。)

- (1) 埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等[※]又は個人事業者であること。

※次の①②のいずれかを満たす法人。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

- (2) 酒類販売業者又は酒類製造業者であること[※]。

※酒税法(昭和15年法律第35号)第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売免許を受けている者。

- (3) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等が実施された月及びその区域において、酒類の提供停止等を伴う時短営業要請等に応じた飲食店等[※]との直接・間接の取引があることによる影響を受けていること(取引の対象とする飲食店等の所在区域及び期間は別表のとおり)。

※食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条の都道府県知事の許可を受けている者。

- (4) 2021年4月、5月又は6月の月間売上^{※1,2}が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少していること。また、売上が50%以上減少している月に関しては、国月次支援金を受給していること。

※1 ここにおける売上とは、事業収入(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第31号に規定する確定申告書の別表一における「売上金額」欄に記載されるもの又は所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載されるもの)とする。

※2 なお、基準月及び対象月において、国又は地方公共団体による新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や補助金など(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金など)の現金給付を受けている場合は、当該現金給付の額を除いて売上の金額を算出するものとする。

- (5) 2021年4月1日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。

- (6) 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の受給者ではないこと(予定を含む)。

- (7) 地方公共団体による対象月におけるまん延防止等重点措置等による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の事業者ではないこと。

- (8) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。

- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。

- (10) 政治団体、宗教上の組織又は団体ではないこと。

- (11) 酒類協力支援金の給付を受けた事業者名及び所在地の公表[※]に同意すること。

※現時点において、受給者情報を公表することは予定しておりません。ただし、国などの関係機関との調整等により公表の必要性が生じた場合に限り、個人情報の取扱いに留意した方法により公表させていただく可能性がございます。(令和3年8月13日追記)

- (12) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

- (13) その他誓約事項に同意すること。

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

2021年8月19日(木)から11月15日(月)まで

2 申請方法

(1) 電子申請の場合 ※電子申請を原則とします。

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金申請フォームから申請してください。

「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html>

※2021年11月15日(月)23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合【電子申請できない場合のみ】

申請書類を簡易書留・レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故等があった場合の責任は負いません。

※2021年11月15日(月)の消印有効です。

〔送付先〕〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町4-148-3 大宮宮町郵便局留

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事務局 宛

3 酒類協力支援金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html>

(2) お近くの配布機関での受取

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業支援課（本庁舎4階南側）
- ・県内の各市役所、各町村役場、さいたま市の各区役所
- ・県内の各地域振興センター
- ・県内の各商工会議所及び商工会

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆提出が必要な書類一覧

1	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 給付申請書（様式）
2	本人確認書類【個人事業者のみ】 以下のいずれかの書類のコピー又は写真（住所の確認ができるもの） 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証

（埼玉県酒類販売事業者等協力支援金）

3	<p>酒類協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。 ※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。</p>
4	<p>売上が確認できる書類のコピー又は写真 ※書類には年月の記載及び合計額にマーカーで印を付ける等の対応を行ってください。</p> <p>【基準月】確定申告書類</p> <p>（中小法人等の場合）・法人税の確定申告書別表一の控え ・法人税の事業概況説明書の控え（両面）</p> <p>（個人事業者の場合）・所得税の確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書（2枚）（青色申告の場合に限る）</p> <p>※確定申告書は基準月が含まれているものがが必要です。 ※確定申告書第一表の控えには收受印が押印（税務署で e-Tax で申告した場合は、受付日時が印字）されていること、自宅から e-Tax で申告した場合は受信通知（メール詳細）の添付が必要です。 ※提出いただく確定申告書の受付日以降に法人の情報が変更されている場合は、法人の履歴事項全部証明書を併せて提出してください。 ※マイナンバーが記載されている場合は、該当部分を黒塗り等してください。</p> <p>【対象月】帳簿書類、売上台帳等</p> <p>※基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されているものを提出してください。 ※形式の指定はありません。</p> <p>（注）基準月の確認書類は確定申告書を原則としますが、確定申告書から基準月の売上が確認できない場合は、対象月と同様の書類をご用意ください。</p>
5	<p>酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真 （例）請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など</p> <p>※反復継続した取引とは、基準月における取引が月に2回以上あるものを指します。ただし、取引の形態によって複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引のみでも可とします。 ※間接取引の場合は、販売する商品が飲食店等に届いていることを確認できるものを提出してください。 ※上記4と重複する書類については提出不要です。</p>
6	<p>酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコピー又は写真 （例：酒類販売業免許通知書、酒類製造免許通知書、酒類販売業免許資格証明書等）</p>
7	<p>【売上減少率 50%以上の月がある場合】 月次支援金の給付通知書（月次支援金の振込みのお知らせ）のコピー又は写真</p>

5 酒類協力支援金に関する問合せ先
埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局
電話 048-658-7701

（埼玉県酒類販売事業者等協力支援金）

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(1) 書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合は、メールにてお知らせします。記載事項の訂正や添付書類を訂正・追加の上、返信してください。

イ 郵送で受け付けた場合は、書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは酒類協力支援金を給付します。

8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、酒類協力支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、給付要件に該当しないなどの理由で酒類協力支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付いたします。

IV 注意事項

(1) 酒類協力支援金の給付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、酒類協力支援金の給付決定を取り消します。この場合、受け取った酒類協力支援金を返還していただくとともに、酒類協力支援金と同額の違約金の支払いを求められることがあります。

(2) 酒類協力支援金の給付に際し、必要な場合は、対象事業に係る関係書類に関する検査又は報告を求められることがあります。また、検査又は報告の結果、酒類協力支援金の給付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求められることがあります。

(3) 国月次支援金では申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うとされています。埼玉県においても、国と同様の調査を行う可能性があります。

(4) 酒類協力支援金の給付を受けた事業者名及び所在地は公表[※]することがあります。
※現時点において、受給者情報を公表することは予定しておりません。ただし、国などの関係機関との調整等により公表の必要性が生じた場合に限り、個人情報の取扱いに留意した方法により公表させていただく可能性がございます。(令和3年8月13日追記)

(5) 酒類協力支援金の申請書及び提出書類の記載内容や給付又は不給付の結果に関する情報は、国及び本店・住所の所在地の自治体に提供することがあります。

(6) 国月次支援金において、不正受給等により返還となった場合、酒類協力支援金につきましても速やかに返還していただくこととなります。

所在区域	
4月	埼玉県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県 の全域
	宮城県 仙台市
	千葉県 市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市、千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市
	神奈川県 横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
	愛媛県 松山市
	愛知県 名古屋市
	沖縄県 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、豊見城市、南城市、宮古島市
5月	埼玉県、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 の全域
	宮城県 仙台市
	群馬県 前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町
	千葉県 市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市、千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市
	神奈川県 横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町
	石川県 金沢市
	岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町、高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町
	三重県 四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
	愛媛県 松山市
	熊本県 熊本市
6月	埼玉県、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 の全域
	群馬県 前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町
	千葉県 市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市、千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市
	神奈川県 横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町、平塚市、小田原市、秦野市
	石川県 金沢市
	岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町、高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町
	三重県 四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
	熊本県 熊本市

酒類協力支援金の不正受給は犯罪です。

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消します。
- この場合、受け取った酒類協力支援金は返還していただきます。
- 加えて、酒類協力支援金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 酒類協力支援金の給付に必要な場合は、対象事業に係る関係書類の検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域等において酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等との直接・間接の取引がないにもかかわらず、取引があるかのように見せかける。
 - ✓ 売上計上基準の変更及び顧客との取引時期の調整を行うなど、対象月の売上減少を多く見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。



埼 玉 県
埼玉県警察本部

